

No.2280	欠陥住宅・不法行為
要旨	ドイツ製のドレーキップ式窓（内開き、内倒しの2通りで開閉可能）の注文住宅で、降雨時に雨漏りがあるのは、サッシと外壁の雨じまいの施工不良であるとして、壁の補修費用約1265万円、調査費用約11万円、補修期間中の仮住居費用30万円、引越費用43万円、弁護士費用約135万円の合計1485万2571円の損害賠償が認められた。不法行為責任により代表者の連帯責任も認めた。
裁判所	津地方裁判所民事部 岡田治、瀬戸さやか、大久保陽久
判決・和解・決定日	2017年（平成29年）3月30日
事件番号	平成24年（ワ）第177号
事件名	損害賠償請求事件
業者名等	（株）ドムスホーム
問合せ先	村田正人弁護士 059（226）0451

雨漏り瑕疵の案件であるが、窓がドイツ製の特殊なものを使用しているため、請負業者は窓のプレッシャーの調整不足が原因で、サッシの施工不良はないと主張した。施主は自費で散水試験を行ったが、裁判所の鑑定でも建具の取替えと外壁全面の改修、建具取替えた伴う屋内壁面の補修が必要であると認定され、補修費用は全額が認容された。判決は、瑕疵担保責任のほか、最高裁19.7.6判決と最高裁23.7.21を引用して、請負業者の不法行為責任を認め、請負業者の代表者にも共同不法行為責任があるとした。遅延損害金の関係で不法行為による損害を認定している。請負業者の除斥期間や消滅時効、時期に遅れた攻撃防御方法の主張は退けた。裁判所の鑑定は、鑑定箇所を雨漏り被害が顕著な東と南の壁面に限定して申請し、北と西の壁面は私的意見書で補充したが、建築瑕疵訴訟における多額の鑑定費用の負担が今後の課題となる。

（本誌325頁全文紹介）

No.2281	21世紀友の会の抗告審
要旨	統一協会の分派によるマインドコントロールを受けた母親の監護を否定して、監護権を父親に指定した原審判を是認する抗告審決定である。原審では、この宗教団体内部での暴言や暴力を認定し、家族への影響を判断した上で、母親の「監護環境は、未成年者の福祉を害する状況にある」として、未成年者の意思に反して、父親の申立を認めていた
裁判所	福岡高等裁判所第4民事部 大工強、小田幸生、府内覚
判決・和解・決定日	2017年（平成29年）3月30日
事件番号	平成29年（ラ）第13号
事件名	子の監護者の指定の審判及び子の引渡しの審判に対する抗告事件
業者名等	21世紀友の会
問合せ先	青木歳男弁護士 0943（24）9769

本件は、宗教団体の指示に盲従する母親が監護する未成年者について、監護者の指定・子の引渡しの審判（本案）と審判前の仮処分（仮処分）を申し立て、本案は認められたが、仮処分は認められなかった原審に対する抗告審判断である。原審は、未成年者が17歳とかなり成熟した年齢であり、母親の監護を希望し、父親の監護を拒絶しているのに、宗教団体のリーダーの指示に盲従する母親の監護が子供の福祉に反すると断じて、父親の監護を認めた点であり、他方、仮処分については保全の必要性を認めていなかった。

母親側が、看護者の指定及び引渡しの審判に対して抗告し、父親が仮処分の棄却に対して抗告していたところ、抗告審は原審の判断を是認し、母親からの抗告を棄却した。他方、仮処分に対する父親側からの抗告は、上告に確定遮断効が無く強制執行が可能となるため、訴えの利益を欠くとして判断されなかった。抗告人（母親）は未成年者の意思を理由に引渡を拒否している。

マインドコントロールを用いている団体の影響下に長く置かれることは、それだけ未成年者の精神的な自立を損なうと考えられることから、原審の決定を是認するのであれば、保全処分を速やかに認めるべきであったと考える。

原審は消費者法ニュース111号の判例和解速報（No.2270）を参照。（本誌334頁全文紹介）